

検査書類限定型工事（試行） 実施要領

1. 目的

「検査書類限定型工事」は、工事検査時（しゅん功/一部しゅん功・中間）を対象に、検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認による受注者の負担軽減、及び書類検査の業務効率化を図るものである。

2. 試行対象工事

試行は、工種を限定せず従来型の中間検査を1回以上受検した工事を対象とし、受発注者協議のうえ問題がなければ実施できるものとする。なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査対象工事」
- ・「施工中、監督職員より文書等により施工管理、品質、出来形に関して改善指示が発出された工事」
- ・「中間検査時に、修補命令又は修補指示があった工事」

3. 実施内容

（1）工事検査

検査員は、工事検査時に下記の11種類に限定して書類検査を行う。

① 変更施工計画書	⑦原寸検査請求書/原寸検査結果通知書
② 変更作業計画書	⑧仮組立検査請求書/仮組立検査結果通知書
③ 施工体制台帳	⑨工事写真
④工事打合せ簿（指示/協議/承諾/提出/報告/通知）	⑩しゅん功図（中間検査は出来形図表）
⑤材料使用・施工法承諾申請書	⑪設計承認図（実施設計付き工事）
⑥工事材料検査請求書/工事材料検査結果通知書	—

※特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記11種類以外の追加書類を併せて指通知する。

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※監督職員は「施工プロセスチェックリスト」（請負工事の検査及び評定に関する様式集 2023 年 3 月の様式 5-1-19～5-1-23）を検査時に検査員へ事前提出し、必要に応じて、チェック内容を説明するものとする。

(2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

- ①検査書類限定型工事を実施する場合、受発注者協議のうえで、打合せ簿（指示）により、受注者に指示するものとする。
- ②特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記 1 1 種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

【工事打合せ簿（指示）記載例】

1. 本工事を、「検査書類限定型工事」とする。

検査書類限定型工事とは、工事検査時に下記の 1 1 書類に限定して書類検査を行うものである。

①変更施工計画書	⑦原寸検査請求書/原寸検査結果通知書
②変更作業計画書	⑧仮組立検査請求書/仮組立検査結果通知書
③施工体制台帳	⑨工事写真
④工事打合せ簿（指示/協議/承諾/提出/報告/通知）	⑩しゅん功図（中間検査は出来形図表）
⑤材料使用・施工法承諾申請書	⑪設計承認図（実施設計付き工事）
⑥工事材料検査請求書/工事材料検査結果通知書	—

2. 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記 1 1 種類以外の追加書類を併せて通知する。

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。